

2017年2月21日  
第一生命保険株式会社

## 企業年金特別勘定特約新商品の発売について

### ～ 超低金利環境下での企業年金向け運用商品 ～

第一生命保険株式会社(社長 渡邊 光一郎)は、超低金利環境下での運用商品として、2017年4月1日より、確定給付型企业年金向けに「年金債務対応総合口」と「債券総合口ハイブリッド型」を発売します。

#### ■年金債務対応総合口

年金財政の運用目標(予定利率)だけでなく、企業会計上の年金債務の変動にも着目する新しいタイプの商品です。

国内外の債券や株式に分散投資し、企業会計上の年金債務と年金資産の差額の変動リスクを最小化し、本体企業への財務的な影響を抑制することを目指します<sup>注1</sup>。

マイナス金利政策の導入等により、年金債務の増加が企業収益に与える影響が再認識されるなか、保険会社として長年培った当社の強みであるALM運用<sup>注2</sup>のノウハウを活かし、お客さまニーズに対応します。

#### ■債券総合口ハイブリッド型

先進国国債を中心に、新興国国債、グローバル社債を投資対象とし、低リスクで安定的な収益(目標リスク、目標リターンともに1.0%~1.5%程度)を目指す商品です。

金利魅力度に着目したスマートインカム戦略と価格変化に着目したスマートモメンタム戦略を組み合わせたハイブリッド運用戦略を採用しています。

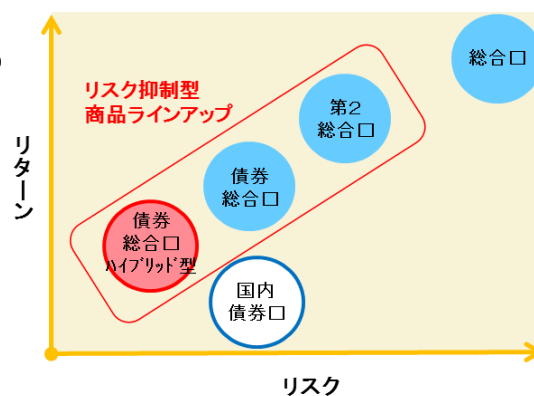
既存のリスク抑制型商品と組み合わせることにより、よりお客さまのポートフォリオに合った提案が可能となりました。

#### 運用戦略のイメージ

金利	債務	資産 (本商品)
↓	↑	↑
↑	↓	↓

積立比率(資産/債務)を安定化

#### 既存商品との関係イメージ



マイナス金利政策、イギリスのEU離脱等、企業年金を取り巻く国内外の環境は不透明感を増しています。当社は、「お客さま第一主義 一生涯のパートナー」という変わらぬ経営理念のもと、今後もお客さまの多様なニーズにお応えする魅力的な商品のご提供に努め、さらなる飛躍への挑戦を続け、持続的な成長の実現を目指します。

注1 年金債務対応総合口が想定する年金債務は当社設定の標準的な企業年金の負債属性を前提にしています。詳しくは提案資料等をご確認ください。

注2 ALMとは「Asset Liability Management」の略称。総合的な資産と負債の管理のことであり、保険会社などの金融機関で用いられるリスク管理手法の総称です。

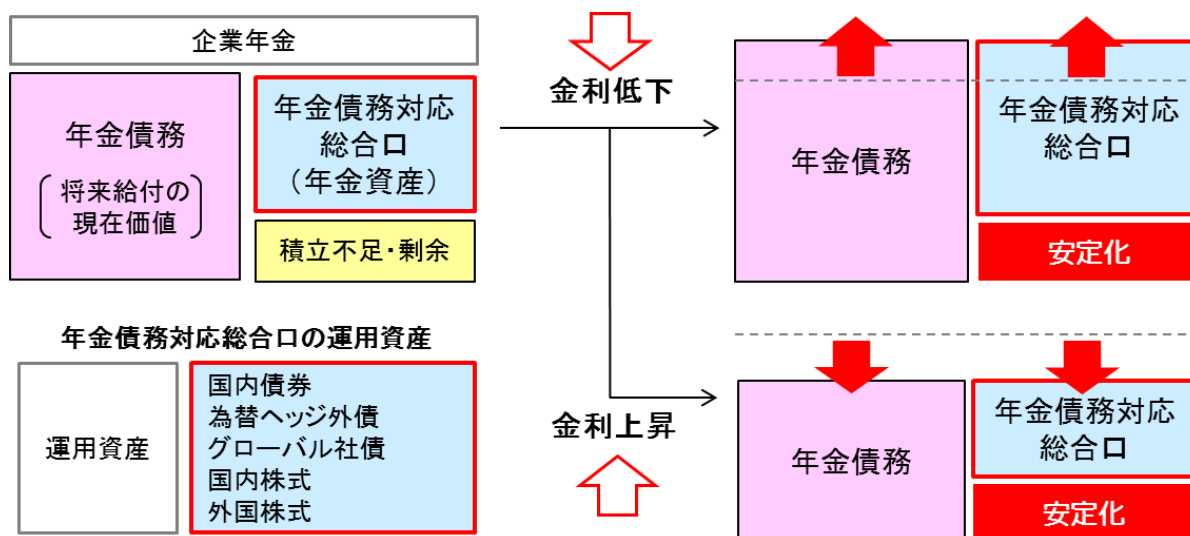
# 新商品の概要

## 年金債務対応総合口

年金財政上の運用目標(予定利率)を満たしつつ、年金資産と年金債務の差(サープラス)の変動を抑制する運用を行なうバランス型ファンド

- 長期的に企業年金の運用目標(予定利率)を満たすことを目指します。
- 企業会計上の年金資産と年金債務の差(サープラス)の変動リスクを最小化し、本体企業への財務的な影響を抑制します。
- 運用資産は、国内債券、為替ヘッジ外債、グローバル社債、国内株式、外国株式の5資産です。

### 運用戦略のイメージ



## 債券総合口ハイブリッド型

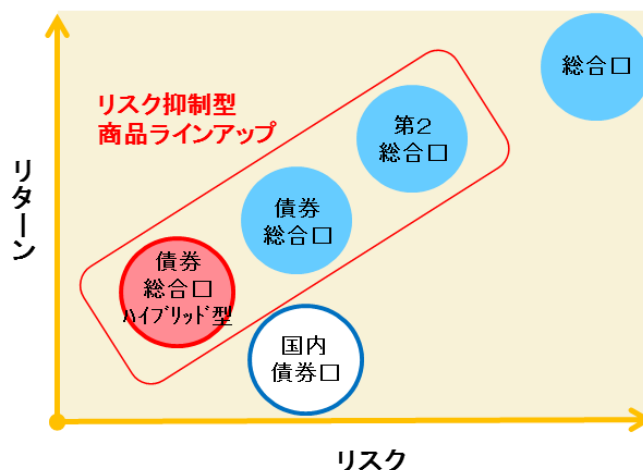
先進国国債を中心に、新興国国債、グローバル社債を組入れ、低リスクで安定的な収益を目指すハイブリッド型債券ファンド(為替ヘッジ)

- 国内債券を下回るリスク量(目標リスク 1.0~1.5%程度)で、中長期的に国内短期金利+1.0~1.5%程度のリターンを目指します。
- 金利魅力度に着目したスマートインカム戦略と価格変化に着目したスマートモメンタム戦略を組み合わせたハイブリッド運用戦略を採用しています。
- ベンチマークにとらわれず(非ベンチマーク運用)、定量判断に基づき、投資効率の最大化を図ります。

### 既存商品との比較

	債券総合口 ハイブリッド型	債券総合口	第2総合口
発売時期	2017年4月	2016年1月	2014年4月
残高	—	660億円	2,780億円
期待リターン	1.0~1.5%	2.0~2.5%	3.0%
目標リスク	1.0~1.5%	2.0~3.0%	3.0~4.0%
投資対象	先進国国債 新興国国債 先進国社債	先進国国債 新興国国債 先進国社債	先進国国債 新興国国債 先進国株式 新興国株式 先進国REIT

※残高は2017年1月15日時点



## 特別勘定特約の特徴

- ・特別勘定特約を付加した契約は、保険業法第300条の2に定める「特定保険契約」に該当します。
- ・特別勘定における資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。
- ・特別勘定での運用は、ご契約者が特別勘定の特徴を十分理解したうえで、ご契約者の判断と責任において行っていただく必要があります。
- ・確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険（Ⅱ）の一般勘定（主契約）の責任準備金（保険料積立金）を財源とした特別勘定への資金振替を行う場合には、資金振替に伴う一般勘定の責任準備金の減少額に対し、振替調整金を一般勘定より徴収させていただきます（保険料入金・受託金融機関間の移受管において一般勘定を経由して当社所定の日に特別勘定へ振替られる場合を除きます）。
- ・振替調整金については、「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

## 特別勘定特約のお申し込みの際して

- ・特別勘定特約の申込みを行うに際しては「ご契約のしおり（契約締結前交付書面）」に記載されている商品の仕組み・特徴・ご契約者の負うリスク等、保険契約者として理解しておくべき内容について説明を受け、その内容について十分ご確認いただき、ご不明な点等は、必ず当社担当者にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

## 損失発生リスクとその発理由

- ・特別勘定特約は、一般勘定（主契約）の責任準備金（保険料積立金）の一部を特別勘定で運用し、この運用実績を直接、責任準備金（保険料積立金）に反映させる仕組みの商品です。
- ・特別勘定は、国内外の公社債、株式等を運用対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価値の下落」等といった投資対象資産の価格下落リスクは責任準備金（保険料積立金）の下落要因となります。資産運用の結果は、その損失も含めてご契約者に帰属します。
- ・経済情勢や運用成果のいかんにより高い収益を期待できる反面、元本（特別勘定に投入された保険料の合計額）の保証はなく、運用実績が元本を下回ることがあり、損失を生じる可能性があります。
- ・確定給付企業年金保険または厚生年金基金保険（Ⅱ）に、「市中金利に応じた解約調整金等の計算に関する特則」が付加されている場合、振替調整金の額は市中金利に応じて変動します。この場合、振替調整金は、10年利付国債の応募者利回りを指標として、「解約等申し込み時の応募者利回り」が「過去5年間の平均応募者利回り」を上回る場合（金利上昇局面等）に発生します。このため、適用時の金利状況によっては元本割れとなる可能性があります。

## 責任準備金等の削減について

- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減など、ご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。
- ・生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（問い合わせ先）生命保険契約者保護機構 電話03（3286）2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 特別勘定資産保全措置について

- ・特別勘定特約を付加した団体年金保険契約は、保険業法第118条第1項に定める運用実績連動型保険契約に該当します。この保険契約の特別勘定にかかる部分については、生命保険会社破綻時の更生手続きにおいて責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは個別の更生手続きの中で確定することになります）。また、この保険契約の特別勘定にかかる部分については、生命保険契約者保護機構の補償対象契約からは除外されます。

## 契約内容の一部変更について

- ・生命保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際に見しえない事情の変更または確定給付企業年金法もしくは同法に基づく命令の改正または厚生年金保険法および同法に基づく命令の改正により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、保険料、解約返戻金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨を通知します。

## 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して、当社が承諾したときに有効に成立します。

## 共同取扱契約について

- ・複数の生命保険会社による共同取扱契約の場合、当社は、当社の受託した積立金額に対して保険契約上の権利を有し義務を負い、他の受託生命保険会社と連帯することはありません。

## 特別勘定特約の運用方法について

- ・第2総合口の投資対象である新興国国債、新興国株式、REIT（不動産投資信託証券）は私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申し上げます。
- ・債券総合口の投資対象である先進国国債（日本含む）、新興国国債、グローバル社債は私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申し上げます。
- ・債券総合口ハイブリッド型の投資対象である先進国国債（日本含む）、新興国国債は私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申し上げます。
- ・年金債務対応総合口の投資対象である為替ヘッジ外債、グローバル社債、国内株式、外国株式は、私募投資信託を用いて運用を行います。投資対象の詳細については、「ご契約のしおり」および別途資料にてご案内申し上げます。また、当商品が想定する年金債務は、当社設定の標準的な企業年金の負債属性を前提にしており、お客さま個々の年金債務と必ずしも一致するものではありません。

## 手数料等

- 特別勘定特約に関する手数料（付加保険料）は、当社が引受けるご契約者の年金資産（責任準備金）のうち特別勘定部分の経過責任準備金を各口ランクごとの金額に分け（円貨建株式口は1型・2型を通算）、それぞれに所定の手数料の率を乗じて得た金額の合計額を毎年ご負担いただきます。手数料表は下記を参照ください。
- 手数料表において、経過責任準備金は保険契約ごとに右記のとおりとなります。

商品	経過責任準備金
確定給付企業年金保険特別勘定特約	特別勘定運用部分(各口)の月始時価平均残高
厚生年金基金保険特別勘定特約	特別勘定運用部分(各口)の月央時価平均残高
厚生年金基金保険(Ⅱ)特別勘定特約	

## 手数料表

●確定給付企業年金保険 ●厚生年金基金保険(Ⅱ)	総合口	第2総合口	債券総合口	債券総合口ハイブリッド型	年金債務対応総合口	円貨建公社債口	円貨建株式口1・2型	円貨建株式口ハッシュ型	外貨建公社債口	外貨建公社債口為替ヘッジ型	外貨建株式口	外貨建株式口ハッシュ型	外貨建株式口新興国型	短期資金口
手数料上限 (1,000万円以下の部分)	0.600%	0.600%	0.590%	0.590%	0.640%	0.450%	0.700%	0.400%	0.750%	0.750%	0.800%	0.500%	0.800%	0.050%
手数料下限 (500億円超の部分)	0.220%	0.220%	0.210%	0.210%	0.260%	0.155%	0.230%	0.110%	0.230%	0.230%	0.240%	0.210%	0.240%	0.050%

●厚生年金基金保険	総合口	第2総合口	債券総合口	債券総合口ハイブリッド型	年金債務対応総合口	円貨建公社債口	円貨建株式口1・2型	円貨建株式口ハッシュ型	外貨建公社債口	外貨建公社債口為替ヘッジ型	外貨建株式口	外貨建株式口ハッシュ型	外貨建株式口新興国型	短期資金口
手数料上限 (10億円以下の部分)	0.440%	0.440%	0.430%	0.430%	0.480%	0.330%	0.520%	0.400%	0.550%	0.550%	0.600%	0.500%	0.600%	0.050%
手数料下限 (500億円超の部分)	0.220%	0.220%	0.210%	0.210%	0.260%	0.155%	0.230%	0.110%	0.230%	0.230%	0.240%	0.210%	0.240%	0.050%

※ 手数料=各口の(経過責任準備金の各ランクに当たる金額×所定手数料率)の合計

※ 消費税は別途申し受けます。

※ 上記のほか、資産運用の過程で売買の際に発生する売買委託手数料や、売買委託手数料に関する消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する諸費用を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

※ 運用効率の観点等から投資信託による運用を行う場合、投資信託に係る信託報酬を運用費用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、信託報酬については投資信託の運用会社や投資対象資産によって手数料率が異なる等の理由から、計算方法を表示しておりません。

※ 上記の手数料には、一般勘定（主契約）の付加保険料、制度管理等にかかる各種業務委託費、年金数理人費は含まれておりません。

・「厚生年金基金保険特別勘定特約」について、1997年3月31日までに特別勘定特約が付加されている契約で、かつ1997年4月1日以降においても総合口（従来の特別勘定特約）のみで運用を行う場合においては、特別勘定特約の1997年3月31日以前の従前の手数料体系が適用されます。ただし、総合口以外での運用を開始した場合は、その時点から総合口部分も含め、上記の手数料体系が適用されることとなります。

## <厚生年金基金保険特別勘定特約の1997年3月31日以前の従前の手数料体系>

特別勘定特約の固有の保険事務費（手数料）は、以下の(1)(2)の合計額となります。

(1) 掛金比例部分：当社に払い込まれた主契約協定書に定める基本保険料のうち、特別勘定特約に係る基本保険料に0.5%を乗じて得た額。

(2) 年金資産比例部分：生命保険会社全体の経過責任準備金（一般勘定部分は月央元本残高、特別勘定部分は月央時価残高）を所定のランクごとに対応する率（上限：0.370%、下限：0.150%）を乗じた金額の合計額に、生命保険会社全体の経過責任準備金のうち当社総合口部分の経過責任準備金の割合を乗じて得た額。

※上記には消費税、主契約の固有の保険事務費は含まれておりません。

## <ご参考>確定給付企業年金保険、厚生年金基金保険、厚生年金基金保険(Ⅱ)における一般勘定（主契約）の付加保険料について

### (1) 確定給付企業年金保険

確定給付企業年金保険における一般勘定（主契約）に関する手数料（付加保険料）は、次の金額となります。

当社が引受けるご契約者の年金資産（責任準備金）のうち一般勘定部分の経過責任準備金（月始元本平均残高）をランクごとの金額に分け、それぞれに所定の手数料の率（上限：0.575%、下限：0.150%）を乗じて得た金額の合計額。

### (2) 厚生年金基金保険

厚生年金基金保険における一般勘定（主契約）の手数料（付加保険料）は、次の①②の合計額となります。

①当社に払い込まれた主契約協定書に定める基本保険料のうち、一般勘定に係る基本保険料に0.5%を乗じて得た額。

②生命保険会社全体※の経過責任準備金に所定のランクごとに対応する率（上限：0.150%、下限：0.100%）を乗じた金額の合計額に、生命保険会社全体の経過責任準備金（月央元本平均残高）のうち当社の一般勘定部分の経過責任準備金（月央元本平均残高）の割合を乗じて得た額。

※生命保険会社において、固有の保険事務費の算出を自社の主契約または特約の残高のみで行っている部分の資産は除きます。

### (3) 厚生年金基金保険(Ⅱ)

厚生年金基金保険(Ⅱ)における一般勘定（主契約）に関する手数料（付加保険料）は、次の金額となります。

当社が引受けるご契約者の年金資産（責任準備金）のうち一般勘定部分の経過責任準備金（月央元本平均残高）をランクごとの金額に分け、それぞれに所定の手数料の率（上限：0.575%、下限：0.150%）を乗じて得た金額の合計額。

※消費税は別途申し受けます。※上記の手数料には、制度管理等にかかる各種業務委託費、年金数理人費は含まれておりません。

## 当資料に関する留意事項

- 当資料に記載の年金制度、会計のお取り扱い等の情報については、特に断りのない限り、2017年2月時点の法令等に基づいたものであり、将来的に変更されることがあります。
- 当資料におけるシミュレーションは、一定の前提条件にもとづく概算計算であり、計算結果をお約束するものではありません。
- 当資料に関する権利は当社に帰属し、当資料の一部または全部の無断複製・複製、第三者への開示を禁じます。
- 当資料は制度運営ご担当者さま向けに作成されたものであり、一般従業員さま（団体構成員さま）へのご提示を目的としたものではありません。
- 当資料は当該商品の運用スタイル・運用手法に関するご説明を目的としたものです。

当資料は2017年2月時点の確定給付企業年金保険特別勘定特約、厚生年金基金保険および厚生年金基金保険(Ⅱ)の特別勘定特約の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。

ご契約の際には「ご契約のしおり」、「約款」を必ずお読みください。

(登)C16S7219(2017. 1. 24)⑤